

福井県報

第 1957 号
平成 2 0 年
7 月 2 5 日(金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目 次

告 示

- 土地改良区の定款変更の認可 (四六九・坂井農林総合事務所) ……………一
- 保安林の指定の予定 (四七〇～四七二・森づくり課) ……………一
- ※土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定 (四七三・砂防海岸課) ……………一
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (男女参画・県民活動課) ……………四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 (危機対策・防災課) ……五
- 開発行為に関する工事の完了 (小浜土木事務所) ……………五

告 示

福井県告示第 4 6 9 号

土地改良法 (昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号) 第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、平成 2 0 年 7 月 1 5 日付けで金津細呂木土地改良区の定款変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 0 年 7 月 2 5 日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第 4 7 0 号

農林水産大臣から、森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 2 9 条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第 3 0 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 0 年 7 月 2 5 日

福井県知事 西川 一誠

- 1 保安林子定森林の所在場所 敦賀市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第 4 7 1 号

農林水産大臣から、森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 2 9 条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第 3 0 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 0 年 7 月 2 5 日

福井県知事 西川 一誠

- 1 保安林子定森林の所在場所 鯖江市上河内町 8 4 字小如来 2 7 から 2 9 ままで、3 1 の 2、3 2、3 5 から 3 9 ままで、4 0 の 1、4 0 の 2、4 1、4 2 の 1、4 2 の 2、4 4 の 2、4 5、4 9 の 1、4 9 の 2、5 0、5 1、5 2 の 1、5 2 の 2、5 3 の 1、5 3 の 2、5 4 の 1、5 4 の 2、5 5、5 6、5 7 の 1、5 7 の 2、5 8 の 1、5 8 の 2、5 9 から 6 1 ままで、6 6、6 7 の 1、6 7 の 2、6 8、6 9、3 0・3 1 の 1・3 3・3 4・4 4 の 1・4 6 の 1・4 6 の 2・4 8・6 3・6 5 (以上 1 0 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上河内町 8 4 字小如来 3 1 の 2・6 7 の 2 (以上の 2 筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができない立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および鯖江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第 4 7 2 号

農林水産大臣から、森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 2 9 条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第 3 0 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 0 年 7 月 2 5 日

福井県知事 西川 一誠

- 1 保安林子定森林の所在場所 今立郡池田町金見谷 5 5 字大谷 2 5 の 2 から 2 5 の 6 ままで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

金見谷 5 5 字大谷 2 5 の 2 ・ 2 5 の 6 (以上の 2 筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法

- ・ 期間および樹種

次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第 4 7 3 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 1 2 年法律第 5 7 号) 第 6 条第 1 項および第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定するので、同法第 6 条第 4 項および第 8 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 0 年 7 月 2 5 日

福井県知事 西川 一誠

土砂災害警戒区域の名称		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
福井市江守の里 2 丁目 (1 - 1 - 1 0 6 9)	地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

福井市上江尻町 (1 - 1 - 1 0 8 9)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市東大味町 (1 - 1 - 1 0 5)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市東大味町 (1 - 1 - 1 - 5 6)	地区	土石流
福井市東大味町 (1 - 1 - 1 - 5 7)	地区	土石流
福井市東大味町 (1 - 1 - 1 - 5 8)	地区	土石流
福井市東大味町 (1 - 1 - 1 - 6 0)	地区	土石流
福井市東新町 (1 - 1 - 7 3 3)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市東新町 (1 - 1 - 1 1 2 7)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市東新町 (1 - 1 - 1 - 2 7)	地区	土石流
福井市東新町 (1 - 1 - 1 - 1 4 8)	地区	土石流
福井市清水山町 (2 8 - 1 - 7 2 3 0)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市志津が丘 1 丁目 (2 8 - 1 - 7 2 0 1 - 1)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市浜北山町 (2 6 - 1 - 5 0 9 - 1)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市浜北山町 (2 6 - 1 - 5 0 9 - 2)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市浜北山町 (2 6 - 1 - 7 8 0 1)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市浜北山町 (2 6 - 1 - 7 8 0 2)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市浜北山町 (2 6 - 3 - 1 0)	地区	土石流
福井市東河原町 (9 - 1 - 0 4 2 0 7)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市東河原町 (9 - 1 - 0 4 2 0 9)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市東河原町 (9 - 1 - 1 5 6 1)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市東河原町 (9 - 1 - 1 - 8 1 - 1)	地区	土石流
福井市東河原町 (9 - 1 - 1 - 8 1 - 2)	地区	土石流
福井市東河原町 (9 - 1 - 1 - 8 2)	地区	土石流
福井市奈良瀬町 (9 - 1 - 1 5 1 5)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市奈良瀬町 (9 - 1 - 0 0 9 0 4)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市奈良瀬町 (9 - 1 - 1 - 9 4)	地区	土石流
福井市奈良瀬町 (9 - 1 - 1 - 9 5)	地区	土石流
福井市奈良瀬町 (9 - 1 - 1 - 9 6)	地区	土石流
福井市西市布 (9 - 1 - 1 2 8)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市西市布 (9 - 1 - 1 - 6 6)	地区	土石流
福井市境寺町 (9 - 1 - 1 2 5 - 1)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市境寺町 (9 - 1 - 1 2 5 - 2)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市境寺町 (9 - 1 - 1 2 6 - 2)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市境寺町 (9 - 1 - 1 5 2 0)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市境寺町 (9 - 1 - 1 5 2 9)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市境寺町 (9 - 1 - 1 - 2 8)	地区	土石流

福井市境寺町 (9-1-1-29)	地区	土石流	
福井市境寺町 (9-1-1-30)	地区	土石流	
福井市境寺町 (9-1-1-106)	地区	土石流	
福井市折立町 (9-1-1536)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市折立町 (9-1-13)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市折立町 (9-1-1-83-1)	地区	土石流	
福井市折立町 (9-1-1-83-2)	地区	土石流	
福井市折立町 (9-1-1-83-3)	地区	土石流	
福井市下折立町 (9-II-1564)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市下折立町 (9-1-1503)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市下折立町 (9-1-17)	地区	急傾斜地の崩壊	
おおい町名田庄小倉(32-II-00710)	地区	急傾斜地の崩壊	
おおい町名田庄小倉(32-2-14-20)	地区	土石流	
おおい町名田庄小倉(32-2-14-67)	地区	土石流	
おおい町神崎 (34-2-17-01205)	地区	土石流	
おおい町神崎 (34-2-17-01206)	地区	土石流	
おおい町神崎 (34-1-01208)	地区	急傾斜地の崩壊	
おおい町広岡 (34-2-17-44-1)	地区	土石流	
おおい町広岡 (34-2-17-44-2)	地区	土石流	
おおい町広岡 (34-2-17-44-3)	地区	土石流	
おおい町広岡 (34-1-9834)	地区	急傾斜地の崩壊	
おおい町小車田 (34-2-17-15)	地区	土石流	
おおい町小車田 (34-2-17-75)	地区	土石流	
おおい町小車田 (34-1-9824)	地区	急傾斜地の崩壊	
おおい町小車田 (34-II-9831)	地区	急傾斜地の崩壊	
おおい町福谷 (34-1-9817)	地区	急傾斜地の崩壊	
おおい町福谷 (34-1-9820)	地区	急傾斜地の崩壊	
おおい町福谷 (34-II-9800)	地区	急傾斜地の崩壊	
おおい町万願寺(34-2-17-01401)	地区	土石流	
おおい町万願寺 (34-1-9835)	地区	急傾斜地の崩壊	
おおい町万願寺 (34-1-01410)	地区	急傾斜地の崩壊	
おおい町万願寺 (34-II-01401)	地区	急傾斜地の崩壊	
おおい町万願寺 (34-II-01402)	地区	急傾斜地の崩壊	
おおい町万願寺 (34-II-01403)	地区	急傾斜地の崩壊	
おおい町万願寺 (34-II-01412)	地区	急傾斜地の崩壊	

土砂災害特別警戒区域の名称		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示および当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
福井市江守の里2丁目 (1-1-1069)	地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福井市上江尻町 (1-1-1089)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市東大味町 (1-1-105)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市東大味町 (1-1-1-56)	地区	土石流	
福井市東大味町 (1-1-1-57)	地区	土石流	
福井市東大味町 (1-1-1-58)	地区	土石流	
福井市東大味町 (1-1-1-60)	地区	土石流	
福井市東新町 (1-1-733)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市東新町 (1-II-1127)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市東新町 (1-1-1-27)	地区	土石流	
福井市東新町 (1-1-1-148)	地区	土石流	
福井市清水山町 (28-I-7230)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市志津が丘1丁目(28-I-7201-1)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市浜北山町 (26-I-509-1)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市浜北山町 (26-I-509-2)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市浜北山町 (26-II-7801)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市浜北山町 (26-II-7802)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市浜北山町 (26-3-10)	地区	土石流	
福井市東河原町 (9-II-04207)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市東河原町 (9-I-04209)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市東河原町 (9-II-1561)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市東河原町 (9-1-1-81-1)	地区	土石流	
福井市東河原町 (9-1-1-81-2)	地区	土石流	
福井市東河原町 (9-1-1-82)	地区	土石流	
福井市奈良瀬町 (9-II-1515)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市奈良瀬町 (9-II-00904)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市奈良瀬町 (9-1-1-94)	地区	土石流	
福井市奈良瀬町 (9-1-1-95)	地区	土石流	

福井市奈良瀬町 (9-1-1-96)	地区	土石流
福井市西市布 (9-1-1-28)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市西市布 (9-1-1-66)	地区	土石流
福井市境寺町 (9-1-1-25-1)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市境寺町 (9-1-1-25-2)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市境寺町 (9-1-1-26-2)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市境寺町 (9-1-1-52-0)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市境寺町 (9-II-1-52-9)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市境寺町 (9-1-1-28)	地区	土石流
福井市境寺町 (9-1-1-30)	地区	土石流
福井市境寺町 (9-1-1-106)	地区	土石流
福井市折立町 (9-1-1-53-6)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市折立町 (9-1-1-3)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市折立町 (9-1-1-83-2)	地区	土石流
福井市折立町 (9-1-1-83-3)	地区	土石流
福井市下折立町 (9-II-1-56-4)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市下折立町 (9-1-1-50-3)	地区	急傾斜地の崩壊
福井市下折立町 (9-1-1-17)	地区	急傾斜地の崩壊
おおい町名田庄小倉 (3-2-II-00710)	地区	急傾斜地の崩壊
おおい町名田庄小倉 (3-2-2-14-20)	地区	土石流
おおい町名田庄小倉 (3-2-2-14-67)	地区	土石流
おおい町神崎 (3-4-2-17-01205)	地区	土石流
おおい町神崎 (3-4-2-17-01206)	地区	土石流
おおい町神崎 (3-4-1-01208)	地区	急傾斜地の崩壊
おおい町広岡 (3-4-2-17-44-1)	地区	土石流
おおい町広岡 (3-4-2-17-44-2)	地区	土石流
おおい町広岡 (3-4-2-17-44-3)	地区	土石流
おおい町小車田 (3-4-2-17-15)	地区	土石流
おおい町小車田 (3-4-2-17-75)	地区	土石流
おおい町小車田 (3-4-1-9824)	地区	急傾斜地の崩壊
おおい町小車田 (3-4-II-9831)	地区	急傾斜地の崩壊
おおい町福谷 (3-4-1-9817)	地区	急傾斜地の崩壊
おおい町福谷 (3-4-1-9820)	地区	急傾斜地の崩壊
おおい町福谷 (3-4-II-9800)	地区	急傾斜地の崩壊
おおい町万願寺 (3-4-2-17-01401)	地区	土石流
おおい町万願寺 (3-4-1-9835)	地区	急傾斜地の崩壊

おおい町万願寺 (3-4-I-01410)	地区	急傾斜地の崩壊
おおい町万願寺 (3-4-II-01401)	地区	急傾斜地の崩壊
おおい町万願寺 (3-4-II-01402)	地区	急傾斜地の崩壊
おおい町万願寺 (3-4-II-01403)	地区	急傾斜地の崩壊
おおい町万願寺 (3-4-II-01412)	地区	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部砂防海岸課ならびに当該土砂災害警戒区域および当該土砂災害特別警戒区域を所管する各土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成20年7月25日

福井県知事 西川 一誠

- 1 申請のあつた年月日
平成20年7月3日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人中池見ねっと

(2) 代表者の氏名

高木光夫 笹木智恵子 筒井宏行

(3) 主たる事務所の所在地

福井県敦賀市松島130号216番地の8（櫛川）

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、敦賀市の大切な資産である中池見湿地に関し、保全と管理に関する事業などを行い、絶滅危惧種を含む生物多様性の保全及び湿地の持続可能な利用を図り、自

然と人間が共生できる豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

- (1) 縦覧に供する期間
平成20年7月3日から平成20年9月2日まで

- (2) 縦覧に供する場所
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第12条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年7月25日

福井県知事 西川 一誠

1 落札に係る物品の名称および数量
統合原子力防災ネットワーク設備貸借（長期継続契約）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県安全環境部危機対策・防災課

福井県福井市大手3丁目17-1

3 落札者を決定した日

平成20年6月30日

4 落札者の名称および住所

NTTフアイナンス株式会社

北陸支店 福井営業所

福井県福井市豊島2丁目1-16

5 落札金額

月額798,000円

（契約金総額47,880,000円）

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日

平成20年5月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）

第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年7月25日

福井県嶺南振興局長 畑中 定衛

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

大飯郡高浜町中津海29字杼ケ口1番、2番1、14番1

大飯郡高浜町立石3字杼ケ口2番1、2番2、2番3、2番4、2番6、2番7、2番8、2番9、5番

大飯郡高浜町立石4字寺谷5番1、5番3、6番、8番

2 開発許可を受けた者の住所ならびに名称および代表者の氏名

大飯郡高浜町宮崎第86号9番地の1

有限会社 山惣開発

代表取締役 山本明生

平成二十年七月二十五日印
平成二十年七月二十五日発

刷 行

発行人
印刷人

千九一〇一八五八〇
千九一九一〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一
福井県坂井市春江町中庄六一―三二

福 井 県
(株)エクスポート

☎ 五五六七八番